



令和7年度 稲沢市 暮らしの中の相談

法律相談・市民相談の案内

相談無料・秘密厳守

法律相談	内容	相談員	相談時間
	民事上の法律問題に関する相談	弁護士	1人30分
(日時) 毎週火曜日 午後1時30分 ~ 午後4時30分 (開催されない日もございます。開催日と場所については裏面の開催予定日をご確認ください。) (場所) 稲沢市役所 (稲府町1番地) 祖父江支所 (祖父江町山崎鶴塚275番地1) 平和支所 (平和町中三宅二丁割60番地) 【1日あたり：6名】 ※ 法律相談は<u>事前の予約が必要</u>です。予約の方法等は毎月の広報をご覧ください。定員になりしだい締め切ります。 なお、調停中、裁判中の案件の相談はご遠慮ください。 また、複数回の予約はできませんのでご了承ください。(1人でも多くのみなさまに法律相談をご利用していただくため、<u>原則1人につき同1年度内で1回まで</u>とさせていただきます。みなさまのご理解とご協力をお願いします。)			

市民相談				
相談種目	内容	相談員	日時・場所	
不動産相談	不動産の売買やアパートなどの権利金、 空き家等の相談	愛知県宅地建物取引業協会会 員	原則第 2 金曜日 ※	稲沢市役所 東庁舎 1 階相談室 午後 1 時 3 0 分～午後 4 時
登記相談	贈与、相続、共有分割、その他不動産登記 等の相談	愛知県司法書士会会員	原則第 2 金曜日 ※	
行政相談	行政に対する苦情・要望等の相談	行政相談委員	原則第 3 金曜日	
人権相談	家庭内の問題、いじめ、生活環境の侵害等 人権に関する相談	人権擁護委員	原則第 4 木曜日 ※	
※ 市民相談とは、みなさまの暮らしの中で身近に起きている問題などを相談できる場です。 不動産・登記相談は事前の予約が必要です。事前の方法等は毎月の広報をご覧ください。定員になり次第、締め切ります。 開催日は祝日等により別の日に振替となっている場合があります。詳しくは裏面の開催予定日をご確認ください。				